

議案第62号

みやき町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

みやき町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月10日提出

みやき町長 末安伸之

提案理由

この議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の規定に基づき、行政需要の多様化に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、みやき町職員の給与に関する条例（平成17年条例第35号。以下「給与条例」という。）別表第1に掲げる行政職給料表（以下「給料表」という。）の1級及び2級を適用する。

2 前項の給料表は、全てのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第1に掲げるフルタイム会計年度任用職員等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い町長が規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、町長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 給与条例第8条及び第9条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定

められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第7条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第8条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第9条 給与条例第15条第1項及び同条第3項から第5項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「、正規の勤務時間」とあるのは、「、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）」と、「第21条」とあるのは「第14条」と、同条第3項中「勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた」とあるのは「あらかじめフルタイム会計年度任用職員について割り振られた」と、「第21条」とあるのは「第14条」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間」とあるのは「割振り変更前の正規の勤務時間」と、「第21条」とあるのは「第14条」と、同条第5項中「勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と、「第21条」とあるのは「第14条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第10条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「、正規の勤務時間」とあるのは、「、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「第21条」とあるのは「第14条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第11条 給与条例第19条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「第15条、第16条及び第20条」とあるのは「第9条、第10条及び第12条」と、同条第4項中「第15条」とあるのは「第9条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第12条 給与条例第20条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「第21条」とあるのは「第14条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の端数処理)

第13条 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第9条の規定により準用する給与条例第15条、第10条の規定により準用する給与条例第16条及び第12条の規定により準用する給与条例第20条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 給与条例第21条の規定は、第9条の規定により準用する給与条例第15条、第10条の規定により準用する給与条例第16条及び第12条の規定により準用する給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額について準用する。この場合において、「勤務時間条例第2条第1項の規定による1週間当たりの勤務時間」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間」と、「勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日」とあるのは、「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 給与条例第22条から第24条までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、再度の任用及び任期の更新により継続する任期の定めが6月以上となったときは、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第16条 給与条例第26条の規定は、フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額について準用する。この場合において、同条中「勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と、「勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律による休日」と、「勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた代休日」と、「勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた年末年始の休日」と、「勤務時間条例第13条から第26条までに規定する休暇」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた休暇」と、「第21条」とあるのは「第14条」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第17条 パートタイム会計年度任用職員の報酬基準月額、みやき町技能労務職員の給与に関する規則（平成17年規則第26号）別表第1に掲げる技能労務職給料表の1級並びに給与条例別表第1に掲げる行政職給料表の1級及び2級を適用するものとし、職種の区

分に応じて適用する。

- 2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、報酬基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。
- 3 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、報酬基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、報酬基準月額を162.75で除して得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の職務の級）

第18条 パートタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを報酬表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に掲げるパートタイム会計年度任用職員等級別基準職務表によるものとする。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い町長が規則で定める。

（パートタイム会計年度任用職員の号給）

第19条 パートタイム会計年度任用職員となった者の号給は、町長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第20条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給

されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50
(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第21条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第22条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第26条に規定する勤務1時間当たりの

報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第23条 第17条第4項の規定により時間額で報酬を支給する場合において、1か月の報酬額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第20条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 給与条例第22条第1項から第4項、同条第6項、第23条及び第24条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第22条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（第20条から第22条の規定による報酬を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員が、再度の任用及び任用の更新により継続する任期の定めが6月以上となったときは、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第25条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、町長が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第26条 第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げ

る報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第17条第2項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日の勤務時間に18日を乗じたものを減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第17条第3項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第17条第4項の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第27条 月額により報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員には、その通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額は、給与条例第12条の規定により支給する通勤手当の例による。この場合において、その支給する額は、1月当たりの通勤回数を考慮して別表第3で定める額とする。

3 通勤に係る費用弁償は、月の1日から末日までを計算期間とし、町長が規則で定める期日に支給する。

(パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額及び支給については、みやき町職員等の旅費に関する条例(平成17年条例第38号)の例による。この場合において、会計年度任用職員の職務は給与条例第5条第1項に規定する行政職給料表における1級に相当するものとする。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第30条 給与条例第9条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和6年3月31日までの間における期末手当に関する読み替え)

2 第15条第1項及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第22条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の130」とあるのは「100分の25」と、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「100分の130」とあるのは「100分の50」と、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、同項中「100分の130」とあるのは「100分の75」と、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、同項中「100分の130」とあるのは「100分の100」とする。

別表第1 (第4条関係)

フルタイム会計年度任用職員等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務

別表第2 (第18条関係)

パートタイム会計年度任用職員等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
会計1級	定型的で、常勤職員の補助的な業務を行う職務
会計2級	定型的な業務を行う職務
会計3級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務

別表第3 (第28条関係)

パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償

片道の通勤距離	通勤手当日額	1月の支給限度額
2キロメートル以上5キロメートル未満	95円	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	200円	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	338円	7,100円
15キロメートル以上20キロメートル未満	476円	10,000円
20キロメートル以上25キロメートル未満	614円	12,900円

25キロメートル以上30キロメートル未満	752円	15,800円
30キロメートル以上35キロメートル未満	890円	18,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	1,029円	21,600円
40キロメートル以上45キロメートル未満	1,162円	24,400円
45キロメートル以上	1,248円	26,200円

備考 1月当たりの勤務日数がフルタイム会計年度任用職員と同じ場合は、支給限度額とする。